

平成29年度 那須塩原市プレミアム商品券発行事業要項

那須塩原市商工会
西那須野商工会

1. 目的

那須塩原市民の生活支援、商工業者の事業意欲向上や経営安定化対策を重視し、低迷する消費の喚起により地元購買率の向上を図ることにより地域経済の活性化を目的とする。

2. 事業内容

- ①額面総額5億5千万円分の商品券（プレミアム率10%）を、18才以上の那須塩原市民並びに那須塩原市内に勤務する方に販売する。
- ②商品券の取扱いは那須塩原市に事業所を有し、商品券の取扱いを希望する事業所とする。

3. 商品券の名称・発行方式・利用期間

- ①名称は『那須塩原市プレミアム商品券』とする。
- ②商品券の1枚の額面は1,000円とし、1冊（11枚綴り：額面11,000円、販売金額10,000円）単位で販売する。また、一人あたりの販売限度は10冊（額面110,000円、販売金額100,000円）までとする。
- ③商品券は共通券とし、全ての取扱加盟店で利用できる。
- ④利用期間は平成29年8月27日(日)から平成30年1月31日(水)までとする。

4. 商品券の取扱方法

- ①取扱店は、消費者が商品券により商品を購入、またはサービスの提供を受けようとする場合には、現金同様に取扱うものとする。また、現金との引換や釣銭の支払いは行わないものとする。更には、換金性の高い商品（たばこ等・各種商品券・プリペイドカード・切手・印紙等）や公共料金（電気・水道・ガス・電話(携帯電話を含む)等）・那須塩原市等指定ゴミ袋・税金（市・県・国税）等の支払いについては取扱わないものとする。
- ②商品券の換金は口座振込とする。
- ③換金申請は、月2回（15日・30日）の午前9時から午後4時までとする。但し、締切日が休業日（土日・祝祭日）の場合は翌営業日、12月は15日と25日とし最終の換金日については2月13日とする。また、取扱店が回収した商品券を換金する場合には、回収商品券裏面に取扱店印（ゴム印等）を押印の上、『商品券換金伝票』に必要事項を記入し、所定（各商工会・支所）の換金窓口を持参するものとする。
- ④換金窓口にて商品券の枚数、商品券裏面の取扱店印を確認した後、指定された口座へ5営業日以内に振り込むものとする。
- ⑤取扱店換金手数料については下記の区分により徴収する。
 - 1) 会員事業所は1%とする。
 - 2) 会員事業所で那須塩原市内に本店等がない大型店（売場面積1,000㎡以上）は2%とする。
 - 3) 非会員事業所は5%とする。
- ⑥口座振込手数料については下記の区分により徴収する。
 - 1) 会員事業所は無料とする。
 - 2) ネットバンク（セブン銀行等）への振り込みについては会員、非会員問わず、振込手数料を徴収する。
 - 3) 非会員事業所は金融機関所定の振込手数料を徴収する。
- ⑦商品券の換金期限は、平成30年2月13日(月)までとする。

5. 取扱加盟店資格

那須塩原市内に事業所を有する事業者とする。但し、娯楽業・パチンコ・ゲームセンター・雀荘等や風営法に関する業種・公序良俗に反する業種を除く。

6. 加盟料

- ①会員取扱店は無料とする。
- ②会員以外（非会員）の取扱店は30,000円とする。

7. 販売方法

- ①販売開始は平成29年8月27日(日)からとし、販売初日に完売しなかった場合に限り、翌日8月28日から9月30日までの月曜日から土曜日（祝祭日除く）に販売する。但し、販売初日に限り、販売時間を午前9時から午後3時とする。それ以降の販売時間については午前10時から午後3時までとする。
- ②販売場所は、那須塩原市商工会本所・塩原支所並びに西那須野商工会窓口で販売する。但し、販売初日に限り、くろいそ運動場体育館、三島体育センター体育館、那須塩原市塩原支所の3ヶ所で販売する。
- ③現金のみの販売とする。現金以外の支払方法（各種カード、電子マネーなど）による販売は行わない。
- ④先着順とし、完売次第終了する。
- ⑤予約販売は行わない。
- ⑥販売した商品券の返品は不可とする。
- ⑦多重購入を防止するため、購入時に身分証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証等）の提示を求める事が出来るものとする。
- ⑧障害者等への弱者対策として次のとおり先行販売を行う。
平成29年8月24日(木)・25日(金)の2日間、那須塩原市商工会本所・塩原支所並びに西那須野商工会窓口で実施する。
先行販売に限り代理の方への販売も行うが、必ず各種手帳を持参頂き、持参された手帳に販売済みスタンプを押印するものとする。

8. 取扱店等の注意事項

- ①取扱店等は消費者から回収した商品券を、換金以外の用途（他店での買い物等）に使用してはならない。
- ②取扱店等は、商品券を他の取扱店へ営業上の債務支払い（買掛金・未払金等の決済）に使用してはならない。
- ③消費者から換金にかかる手数料等を徴収してはならない。

9. その他

- ①商品券はコピー防止用に特殊紙の使用や特殊印刷を行い偽造防止策を講じる。
- ②本事業を実施するうえで特別な事案が発生した場合は、事業企画委員会において那須塩原市商工観光課同席のもとに協議・検討を行う。